

群馬大学医学部附属病院薬事委員会規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 17. 4. 1 平成 30. 4. 1

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院規程第 7 条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院薬事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医薬品の新規採用・削除並びに使用に関すること。
- (2) 医薬品の適正な管理に関すること。
- (3) 常用医薬品集の編集及び約束処方に関すること。
- (4) 医薬品情報の管理に関すること。
- (5) その他薬事に関し、委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 内科系及び外科系から選出された診療科長 各 2 人
- (2) 中央診療施設等から選出された部長 1 人
- (3) 薬剤部長
- (4) 管理運営課長
- (5) その他病院長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 1 号、第 2 号及び第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会は、8 月を除き原則として毎月 1 回開催するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委員に支障があるときは、当該委員の指名したものが代理出席することができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第 8 条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(専門委員会)

第9条 委員会に、専門事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、薬剤部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、旧群馬大学医学部附属病院薬事委員会規程（昭和58年7月12日制定。以下「旧規程」という。）第3条第1号、第2号及び第5号に規定する委員である者は、施行日にこの規程第3条第1号、第2号及び第5号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。